

STOP!

子どもの受動喫煙

喫煙により、喫煙者本人が、がん、心臓病、脳卒中などの病気にかかりやすくなるのが長年の研究でわかっています。

しかし、喫煙が周りにいる人に及ぼす影響については、軽く考えている人が多いのではないのでしょうか。

たばこの煙には、約70種類の発がん性物質が含まれ、喫煙者の周りにいる人にも様々な健康上の悪影響を与えます。

とくに**発達段階にある子ども**は、大人とは異なる深刻な影響を受ける可能性があります。



受動喫煙とは

受動喫煙とは、喫煙者のたばこから立ち上る煙、または喫煙者の吐く息に含まれる煙にさらされることです。

喫煙者が直接吸い込む煙を「主流煙」と呼ぶのに対し、たばこから立ち上る煙を「副流煙」、喫煙者の吐く息に含まれる煙を「呼出煙」と呼びます。

副流煙には、発がん性物質、ニコチン、一酸化炭素などの**有害物質が主流煙の数倍も**含まれています。

受動喫煙との関連が「確実」とされた病気として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）等があげられます。

日本では、受動喫煙が原因で、これらの病気により年間約1万5千人が死亡していると推計されます。

副流煙



呼出煙

主流煙



子どもへの影響について

受動喫煙で特に問題となるのは、子どもや妊婦への影響です。

赤ちゃんへの影響



- 気道の炎症が生じやすくなり、肺炎などの呼吸器疾患への罹患及び重症化のリスクを増加させます。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）との相関があると認められており、受動喫煙による年間死亡数推計値は73人にもものぼります。

子どもへの影響



- 鼻水や咳、たん等の呼吸器症状を引き起こします。
- 肺炎、気管支炎、気管支ぜんそく等の疾患のリスクが増加します。また、呼吸器疾患以外にも中耳炎や虫歯になりやすくなると言われています。



子どもを受動喫煙から守ろう

子どもは自らの意思で、受動喫煙を避けることが困難です。子どもの生命と健康を守るため、周囲の大人たちが、子どもをたばこの煙から保護することが大切です。

子どもがいる室内や車内では、喫煙しないよう努めましょう。

このような対策では不十分です！



換気扇の下で吸う



空気清浄機の下で吸う



車の窓を開けて吸う



東京都子どもを受動喫煙から守る条例

東京都では、受動喫煙による子どもの健康被害を防止するため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を制定しました。（施行日：2018年4月1日）

内容を一部ご紹介します。

（第3条）

都民は、いかなる場所においても子どもに受動喫煙をさせることがないように努めなければならない。

（第6条）

保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。

喫煙者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙しないよう努めなければならない。

（第7条）

保護者は家庭等の外でも受動喫煙防止措置が講じられていない施設や喫煙専用室等に子どもを立ち入らせないように努めなければならない。

（第8条～11条）

喫煙者は子どもが同乗する自動車内や公園内、また学校や小児医療施設の周辺での喫煙をしないように努めなければならない。

※ここでいう「子ども」とは、18歳未満の児童のことです。



2020年4月から、「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、飲食店、ホテル、運動施設、遊戯施設、事務所等、多くの人々が利用する施設の受動喫煙防止対策がより一層推進されています。

★★禁煙希望者を応援します！『中野区禁煙外来治療費助成事業』★★

一定の要件を満たす方は、健康保険を使って禁煙治療が受けられるのをご存じですか？

中野区では、禁煙治療費のうち1万円までを助成する事業を実施しています。

お子さまの健康を守るため、現在喫煙している方は、禁煙を検討されてみてはいかがでしょうか。※事前に登録が必要です。令和5年7月1日現在、一部制限がございます。詳しくは中野区ホームページをご覧ください。



区HP